

令和3年度 第12回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年3月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和3年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

| 出 | 欠 | 席番 | 氏名 | 備考 |
|---|---|----|-------|---------|
| ○ | | 1 | 佐藤新一 | |
| ○ | | 2 | 浅井典裕 | |
| ○ | | 3 | 森山武郎 | |
| ○ | | 4 | 金井藤郎 | |
| ○ | | 5 | 小岩孝徳 | 議事参与の制限 |
| ○ | | 6 | 小西正春 | |
| ○ | | 7 | 星美喜雄 | |
| ○ | | 8 | 中澤正規 | |
| ○ | | 9 | 井上昭 | |
| ○ | | 10 | 今井涉 | |
| ○ | | 11 | 蕪澤芳子 | |
| ○ | | 12 | 大家市衛 | |
| ○ | | 13 | 吉田富美男 | |
| ○ | | 14 | 櫻井信夫 | 議事参与の制限 |
| ○ | | 15 | 姉崎幸男 | |
| ○ | | 16 | 井口恒一郎 | |
| ○ | | 17 | 浅井守雄 | |
| ○ | | 18 | 桑原正文 | |
| ○ | | 19 | 上村喜久雄 | |

(事務局)

| 出 | 欠 | 氏名 | 備考 |
|---|---|------|----|
| ○ | | 松井正人 | |
| ○ | | 星野郁子 | |
| | ○ | 山之内勉 | |
| ○ | | 桑原剛史 | |

令和3年度

第12回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年3月25日

| 日程 | 議案番号 | 付 議 事 件 |
|----|----------------------------------|--|
| | | 開会宣言 13 時 30 分 |
| 1 | | 報告事項 会務報告 部会報告 |
| 2 | | 議事録署名委員の指名について 7 番 星 美喜雄 委員 8 番 中澤 正規 委員 |
| 3 | 報告第1号 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 4 | 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 | 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 下限面積（別段面積）の設定について |
| 5 | | その他 |
| | | 閉会宣言 14 時 25 分 |

令和3年度 第12回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第12回魚沼市農業委員会総会は、令和4年3月25日魚沼市市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出はありませんでした。出席者数19名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）
日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）
主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）
続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）
第1部会として、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）
第2部会も特に報告事項はありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）
第3部会ですが、今月特段ありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）
第4部会も報告事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

6月に農業委員会だよりを出す予定でおります。総会終了後に打ち合わせを行いますので、広報部会の方は出席をお願いします。

議長（上村会長）

ただいま日程第1の報告事項ということで、それぞれ報告がありました。皆さま方から質問等ありましたら、発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、ないようですので次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号7番星美喜雄委員及び議席番号8番中澤正規委員の兩名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は33件、71筆、81,850.94㎡の届出がありました。主な解約の理由は、第三者と貸借するため、法人と貸借するためとなっております。詳細については、事前配布のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましても、事務局の報告のとおり事前配布ということで目をとおしていただけたと思います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

浅井守雄委員

以前説明いただいたことかもしれませんが、整理番号10番及び11番、同地番で同日に北魚沼農業協同組合が中に入って貸借が行われております。同14番、15番

同様ですけれども、その背景はどのようなことがあって、こういう貸借の中であったのかお聞かせ願いたいと思います。

事務局（松井事務局長）

10、11番、それから14、15番につきましては、北魚沼農協さんを介在しまして、円滑化事業で貸し借りを行っていたものですが、こちらを借りている方が****さんから今度、おそらく別の法人の方と貸借ということで、議案第3号農地利用集積計画のほうに関係が出てきているのではないかと思うんですが、そこまで私のほうで把握していませんので、確認して、終了までに分かればご報告させていただきたいと思います。

中澤正規委員

農協の契約は農地利用集積円滑化事業で間違いないと思います。

事務局（松井事務局長）

利用集積計画のほうを確認させていただきたいと思います。

議長（上村会長）

それでは、この件の詳細につきましては、また後ほど報告させていただくということでお願いいたします。いいですか。まだ追加ありますか。では、分かる範囲でお願いします。

事務局（星野係長）

少し補足をさせていただきます。この****さんとの解約につきましては、****さんが代表になって法人を設立されました。その関係で****さんへ農地を貸している方々が、法人へ利用権を移転する手続きをしていただきまして、****さん個人から****さんへ農地が動くことになりました。それに伴って、この介在している農協さんとの契約を一旦解約をしていただかないといけないというのがあって、ここに載せてございます。

議長（上村会長）

それで、その日程については同日になったということによろしいですか。

事務局（星野係長）

はい。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。

浅井守雄委員

はい。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定によ

る届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は22件受理して、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

なお、整理番号7番と22番につきましては、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出があったものです。22番は21人の共有農地で少し漏れがあったということで司法書士から届け出がありました。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件、使用貸借2件の合計4件です。

整理番号1番につきましては、議事参与の制限がございますので、小岩委員には退席をお願いいたします。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号1 申請地 * * * * * 田ほか2筆 合計 325 m²

譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲渡人は市外に住んでおりまして耕作することができないため、譲受人との売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりまして、経験年数も十分ございますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

議長（上村会長）

議案第1号整理番号1番について、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小西正春委員

整理番号1番ですが、この件につきましては、20日に*****さんと*****さんと話をしてきました。*****さんが*****に居住しており、耕作ができないので、今まで*****さんが耕作していたわけですが、全部を買ってもらいたいということで話が決まりました。*****さんは、かなりの面積を耕作していますので、何ら問題はないと思います。あとは事務局の説明どおりでございます。

議長（上村会長）

それでは、整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可することといたします。

（小岩孝徳委員着席）

整理番号2 申請地 **** 田ほか2筆 合計1,545㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は隣接地を所有耕作しており、以前から申請地を所有権移転する話がありましたが、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、一部作業委託により耕作しており、経験年数も十分ありますので、隣接地とともに今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3番、4番につきましては、農業者年金受給のための親子間の使用貸借権の再設定となります。

以上、整理番号1番から4番まで、議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各

号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

それでは、整理番号2番につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号2番ですが、今月半ばに、譲受人の*****さんが私のところにみえられてお話を伺いました。ここは今年からほ場整備の工事予定地区であり、前々から売買の話があったため、換地計画原案に合わせて今回の申請に至ったものです。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごととなります。

まず、所有権移転売買に関する整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係る整理番号3番、4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで、異議なしと認め許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は5件です。なお、整理番号5は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1から整理番号4まで説明いたします。整理番号1、2は関連がありますので、まとめて説明させていただきます。

| | | | | |
|-------|------|-------|-------|-----------------------|
| 整理番号1 | 申請地 | ***** | 田ほか2筆 | 合計 660 m ² |
| | 農地区分 | 第三種農地 | | |
| | 権利種別 | 所有権移転 | 売買 | |
| | 譲渡人 | ***** | | |

譲受人 *****
申請概要 自動車整備工場 1 棟及び駐車場
転用目的 自動車整備工場及び駐車場敷地
判断理由 申請地の 300m以内に**駅があるため

整理番号 2 申請地 ***** 田ほか 1 筆 合計 742 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 所有権移転 売買
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 申請概要 自動車整備工場 1 棟及び駐車場
 転用目的 自動車整備工場及び駐車場敷地
 判断理由 申請地の 300m以内に**駅があるため

申請地は**地内の農地です。譲受人は市内で自動車整備工場を営んでおりますが、現在の敷地が狭く苦慮しており、自動車整備工場及び駐車場として申請地を利用するため申請があったものです。

整理番号 3 申請地 ***** 畑ほか 1 筆 合計 128 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 所有権移転 売買
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 申請概要 一般住宅敷地の拡張
 転用目的 一般住宅敷地
 判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得し、冬期は雪捨て場に、冬期以外は花壇及び家庭菜園として利用するため申請があったものです。

整理番号 4 申請地 ***** 畑ほか 1 筆 合計 270.72 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 所有権移転 売買
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 申請概要 一般住宅 3 階建 1 棟
 転用目的 一般住宅建築用敷地
 判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担しているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在、市営住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため申請地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

今井渉委員

整理番号1番、2番ですが、3月19日に私と推進委員の瀬下さんと、*****さんに説明を聞きました。今はまだ現地に雪があるため、現地確認は図面で行いました。修理工場ということで、心配される汚水処理路の排水に関しては、図面にもあると思うんですけど、3層構造の油分離層を2箇所設置するとのことですし、排水については、周囲から同意ももらってありますので、問題ないかと思います。

佐藤新一委員

整理番号3番ですが、3月の中旬頃、行政書士さんのほうから書類をいただきまして、3月22日に阿達推進委員さんと2人で現地確認をしました。現地は雪の中で確認はできなかつたんですが、ちょうど本人がご在宅でしたので、話を聞いてきました。事務局の説明のとおりであり、問題ないと思います。

金井藤郎委員

整理番号4番ですが、2月の頃に行政書士さんからお話がありまして、土地等の確認を図面上ではありますが、終わっています。3月22日に、電話で*****さんと連絡を取りまして、学校区の関係でこの辺に家、物件を探していたということです。あとは事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

一旦ここで区切ります。整理番号1番から4番まで、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1番から4番まで申請どおり許可いたします。

続いて5番お願いいたします

事務局（桑原主任）

整理番号5は議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員には退席をお願いいたします。

（櫻井信夫委員退席）

それでは説明させていただきます。

| | | | | |
|-------|------|-------|----|--------------------|
| 整理番号5 | 申請地 | ***** | 田 | 232 m ² |
| | 農地区分 | 第三種農地 | | |
| | 権利種別 | 所有権移転 | 売買 | |

譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。譲受人は現在市内のアパートに居住して
おりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するた
め申請があったものです。

議 長（上村会長）

整理番号5につきまして、事務局に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお
願ひいたします。

星美喜雄委員

整理番号5番ですが、先日、*****さんに電話確認しました。今ほどの説明
のとおりであり、特に支障はありません。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、整理番号5番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足
説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願い
いたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

整理番号5番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

以上、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号
1番から5番まで、異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題といたしま
す。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経
営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求める
ものです。

利用権（設定） 件数 130件

筆数 526 筆
面積 460,186.34 m²

所有権移転 件数 3 件
筆数 14 筆
面積 24,245.00 m²

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、52 ページをご覧ください。

整理番号 1 所有権を移転する農用地 * * * * * 田 1,789 m²
所有権を移転する者 * * * * *
所有権の移転を受ける者 * * * * *
所有権移転 売買 対価 * * * * * 円

整理番号 2 所有権を移転する農用地 * * * * * 田ほか 1 筆
合計 2,502 m²
所有権を移転する者 * * * * *
所有権の移転を受ける者 * * * * *
所有権移転 売買 対価 * * * * * 円

整理番号 3 所有権を移転する農用地 * * * * * 田ほか 10 筆
合計 19,954 m²
所有権を移転する者 * * * * *
所有権の移転を受ける者 * * * * *
所有権移転 売買 対価 * * * * * 円

整理番号 2 番と 3 番につきましては利用権設定の 34 ページの整理番号 60、61 に所有権の移転を受ける者 * * * * * から * * * * * への利用権設定がなされております。

通常、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第 3 項第 2 号ただし書きにより、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでない。とされていることから、このような取り扱いとされています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号農用地利用集積計画の決定につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。議案第 3 号農用地利用集積

計画の決定について、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

下限面積の設定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号下限面積の設定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の53ページをご覧ください。

議案第4号下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について、農地法施行規則第17条で定める別段の面積の基準に従い、次のとおり決定する。

方針、令和4年度の下限面積については、現行の下限面積である30アールとし、変更は行わない。

理由、自然的経済的条件から見て、市内全域の営農条件はおおむね同一と認められ、また、農家基本台帳の集計による市内の規模別農家数において、経営面積が30アール未満の農家数が百分の四十を超えていることから、新規就農者や小規模農家への農地の権利移動を促進し、農地の有効利用を推進するため、当市の下限面積を30アールとする。

なお、詳しい内容につきましては、第1回幹事会の資料を議案書に同封させていただきましたので、そちらの資料をご覧くださいと思いますし、令和4年度の下限面積につきましては、3月14日開催の第1回幹事会において協議を行い、現行の下限面積30アールの変更は行わないということで承認をいただいております。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、ただいま事務局の報告のとおり、先般例年ですけれども、幹事会において、この提案するべく協議をさせていただきました。別紙の資料のとおりでございます。この件について、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になければ、令和4年度につきましては、この議案第4号下限面積の設定について、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（桑原主任）

- ・令和3年分の賃借料情報について

事務局（星野係長）

- ・活動記録簿提出について
- ・年金の加入推進強化月間の終了と活動記録、加入推進記録簿提出について
- ・北魚沼農協店舗の統廃合に伴う、委員報酬の振り込み先について

事務局（松井事務局長）

- ・新農家台帳システム移行について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告・議題それぞれの事項につきましては、審議をいただきました。ここで終了いたします。大変ありがとうございました。

(時刻は 14 時 25 分)

上記会議の内容は、令和3年度第12回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
